

＜金融機関の融資担当者の皆様へ＞
県制度融資（地域企業支援課・未来投資・デジタル産業課所管資金）の
事務手続きについて

県制度融資を利用する際の県への提出書類等については次のとおりです。報告書等が提出されない場合、預託が行われないことがありますので、手続き漏れのないようご対応をお願いいたします。

なお、保証を付す場合には、別途、保証協会に手続きを行ってください。

また、本内容・各様式等については、県ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

各資金の手続き

各資金の利用要件・申込みに必要な書類等については、パンフレット、資金別リーフレット、県ホームページ等でご確認ください。

1 県（未来投資・デジタル産業課、地域企業支援課）が事業計画の承認を行う資金

次の資金は融資実行前に、県による事業計画の承認が必要です。＜ ＞は承認担当課です。

（1）中小企業パワーアップ資金＜地域企業支援課＞

（2）災害レジリエンス強化資金＜未来投資・デジタル産業課＞

①事業計画の承認申請

金融機関に融資相談があり、融資の内諾が可能な場合には、中小企業パワーアップ資金は地域企業支援課に、災害レジリエンス強化資金は未来投資・デジタル産業課に事前に相談の上、『**中小企業パワーアップ資金事業計画承認申請書**』（※同じ別記様式第1号ですが要件ごと使用する様式が異なります。）・『**災害レジリエンス強化資金事業計画承認申請書**』を承認担当課に提出してください。

②融資実行報告書

県が事業計画を承認すると「事業計画承認通知書」が送付されますので、その後、正式な融資申込みとなります。保証を付す場合には保証依頼も同時に行ってください。

融資実行後は、速やかに『**群馬県制度融資実行報告書**』を地域企業支援課に提出してください。

※実行報告の様式は金融機関あての事業計画承認通知書に同封します。

③完了届

事業計画による建物、機械装置等の設備が設置され、融資された資金の支払いが完了した時は、『**群馬県制度融資事業計画完了届**』を承認担当課に提出してください。

※完了届の様式は利用者あての事業計画承認通知書に同封します。

※事業計画の承認後、“事業計画”に変更等が生じた場合は、承認担当課に連絡し必要な手続きについて指示を受けてください。

④変更報告

商号、所在地、返済条件等「融資実行報告書」に記載した内容に変更が生じた場合には、『**群馬**

『**県制度融資変更報告書**』を地域企業支援課に提出してください。

2-1 信用保証協会の信用保証を付すことが任意の資金（現行資金）

(1) 緊急経営改善資金

① 事前連絡

融資実行前に、『借換要件確認票』（経営改善要件の場合、『借換要件確認票』及び『事業計画書』）及び『群馬県緊急経営改善資金 融資申込事前連絡書』を地域企業支援課にFAXしてください。内容を確認し地域企業支援課からご連絡します。

また、保証付き融資である場合には、保証依頼を行う際に信用保証協会にも『借換要件確認票』（経営改善要件の場合、『借換要件確認票』及び『事業計画書』）及び『融資申込事前連絡書』を送付してください。

② 融資実行報告書

融資実行後は、速やかに『群馬県緊急経営改善資金融資実行報告書』を、地域企業支援課に提出してください。

③ 変更報告

商号、所在地、返済条件等「融資実行報告書」に記載した内容に変更が生じた場合には、『群馬県制度融資変更報告書』を地域企業支援課に提出してください。

(2) デジタルトランスフォーメーション資金

① 事前連絡

融資実行前に、『群馬県デジタルトランスフォーメーション資金融資申込事前連絡書』を地域企業支援課にFAXしてください。内容を確認し地域企業支援課からご連絡します。

② 融資実行報告書

融資実行後は、速やかに『群馬県デジタルトランスフォーメーション資金融資実行報告書』を、地域企業支援課に提出してください。

③ 変更報告

商号、所在地、返済条件等「融資実行報告書」に記載した内容に変更が生じた場合には、『群馬県制度融資変更報告書』を地域企業支援課に提出してください。

2-2 信用保証協会の信用保証を付すことが任意の資金（廃止資金）

次の各廃止資金についても、商号、所在地、返済条件等「融資実行報告書」に記載した内容に変更が生じた場合には、『群馬県制度融資変更報告書』を地域企業支援課に提出してください。

(1) 群馬デスティネーションキャンペーン支援資金

(2) 中小企業フロンティア資金

(3) 中小企業設備支援資金

(4) 群馬デスティネーションキャンペーン等支援資金

(5) 企業立地促進資金

3 信用保証協会の信用保証を義務付けている資金（現行資金・廃止資金）

次の各資金については、県に提出する書類はありません（新型コロナウイルス感染症対応資金については、利子補給関連の書類を県に提出する必要があります。）。

※小口資金（特別小口資金）については、各市町村にお問い合わせください。

<現行資金>

- (1)小規模企業事業資金（小口零細企業資金を含む）
- (2)経営サポート資金（新型コロナウイルス感染症対策資金を含む）
- (3)中小企業再生支援資金
- (4)創業者・再チャレンジ支援資金
- (5)経営力強化アシスト資金（借換の場合は、『借換対象既往借入金整理表（経営力強化アシスト資金用）』を保証協会に提出する必要があります。）
- (6)事業承継支援資金

<廃止資金>

- (1)東日本大震災被害対策資金
- (2)新型コロナウイルス感染症対応資金

借換の手続き

1 同一資金での借換

- ・借換を利用するには、要件を満たす必要がありますので、融資実行前に『借換要件確認票』により確認を行い、各資金ごとの提出先へ送付してください。
※経営改善要件により借換を利用する場合、事業計画書を作成し、各資金ごとの提出先へ送付してください。
- ・下記（１）～（３）の資金については、借換に併せて新規融資を受けることが可能です。この場合は、要綱で定めた融資限度額から既往債務残高を差し引いた額までの新規融資が可能です。
- ・借換に併せて新規融資を受ける場合及び同一資金で借り入れ口数が複数ある場合は、同一資金内で一本化することも可能です。ただし、信用保証協会の保証付き融資と保証が付されていない融資の一本化はできません。

※小口資金（特別小口資金）の借換手続きについては、各市町村にお問い合わせください。

次の（１）～（３）の各資金については、県に提出する書類はありません。保証依頼を行う際に信用保証協会に『借換要件確認票』を送付してください。

※経営改善要件により借換を利用する場合、事業計画書を作成し、信用保証協会に送付してください。

- (1)小規模企業事業資金（小口零細企業資金を含む）
- (2)経営サポート資金（東日本大震災被害対策資金（廃止）、新型コロナウイルス感染症対策資金を含む）
- (3)中小企業再生支援資金（Aタイプ及びBタイプに限ります。）

2 緊急経営改善資金での借換

- ・上記１以外の資金は、緊急経営改善資金（上記２－１（２）参照）での借換になります。

- ・この場合の融資限度額は既往債務残高となります。借換に併せて新規融資を受けることはできません。

3 経営力強化アシスト資金での借換

- ・経営力強化アシスト資金（上記3（5））では、信用保証協会の保証を付している県制度融資（小口資金を除く）の既往債務の借換が可能です。

4 経営サポート資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）Gタイプでの借換

- ・経営サポート資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）Gタイプでは、信用保証協会の保証を付している融資の既往債務の借換が可能です。

<問い合わせ・書類の提出先>

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

○県庁地域企業支援課 金融係

TEL : 027-226-3332 FAX : 027-223-7875

○災害レジリエンス強化資金については

県庁未来投資・デジタル産業課 投資促進係 TEL : 027-226-3317 FAX : 027-223-5470